競争参加者の資格に関する公示

平成27・28年度を有効期間とする国土交通省国土地理院の所掌する測量業務についての契約を締結する場合の一般競争（指名競争）参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示する。

平成26年10月１日

国土交通省国土地理院長　小池　　剛

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　08

１　測量の業務種別

①　基準点測量

②　写真測量

③　地図調製

④　地理調査

２　申請の時期及び場所

⑴　定期の一般競争（指名競争）参加資格の審査にあっては、平成26年12月１日から平成27年１月30日まで（当日消印有効）の間に、⑵に掲げる提出場所に郵送するものとする。

また、インターネットを使用して申請する者は平成26年12月１日から平成27年１月15日までの間に、次のホームページアドレスにアクセスして、申請用データを送信するものとする。

https://www.pqrc.mlit.go.jp

⑵　随時の一般競争（指名競争）参加資格の審査にあっては、平成27年２月２日以降随時に、下記に掲げる提出場所において申請を受け付ける。

提出場所

国土交通省国土地理院総務部契約課調査係（〒305―0811 茨城県つくば市北郷１番（電話029―864―4405））

３　申請の方法

⑴　申請書の入手方法

①　「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）」（以下「申請書」という。）は、次のホームページアドレスへアクセスして取得するものとする。

http://www.mlit.go.jp/chotatsu/shikakushinsa/index.html

②　インターネットを使用して申請する者は、２⑴に掲げるホームページアドレスにアクセスして、平成26年11月４日から平成26年12月26日までの間にパスワードを請求し、入手したパスワードを用いて平成26年11月４日から平成27年１月15日までの間に申請用データの作成に必要な入力プログラムをダウンロードして得るものとする。

ただし、パスワードの請求に当たっては、２⑴に掲げるホームページアドレスへのアクセスにおいて、パスワード発行申請時に表示される「添付書類等届出書」を印刷したものに、⑵の添付書類の④から⑦までに掲げる書類を添付し下記に掲げる送付先に郵送するものとする。

送付先

インターネット一元受付ヘルプデスク

〒812―0013 福岡県福岡市博多区博多駅東２―９―13東福第一ビル２階　九州地方整備局　一元受付ヘルプデスクあて　電話092―409―4370

⑵　申請書の提出方法　申請者（申請者が経常測量共同企業体である場合においては、その代表者。）は、郵送により、申請書を提出するときは、申請書に次に掲げる書類を添付して行うものとする。この場合において、申請書及び添付書類（以下「申請書類等」という。）の提出部数は各１部とする。

また、インターネットを使用して申請する者は、３⑴に掲げるホームページアドレスへアクセスし、⑴②によりダウンロードして得た入力プログラムを用いて作成した申請用データを、⑴②により入手したパスワードを用いて送信するものとする。

（添付書類）

①　業態調書

②　営業所一覧表

③　技術者経歴書

④　申請者が法人である場合においては、登記事項証明書又はこれの写し

⑤　測量法（昭和24年法律第188号）第55条の５の規定による登録を受けていることを証明する書類又はその写し（ただし、測量に関する調査研究のみを希望する場合を除く。）

⑥　申請者が法人であるときは、申請する日の直前の事業年度終了日（以下「審査基準日」という。）の直前１年の各事業年度の貸借対照表、損益計算書並びに株主資本等変動計算書及び個別注記表。個人であるときは、審査基準日の直前１年の各事業年度の貸借対照表及び損益計算書

⑦　納税証明書の写し（申請者が個人であるときは、国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号。以下「国税規則」という。）別紙第９号書式（その３）又は（その３の２）、法人であるときは、国税規則別紙第９号書式（その３）又は（その３の３））

ただし、納付すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合（係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要）は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類

⑧　申請者が共同企業体であるときは、共同企業体協定書の写し

⑨　申請者が事業協同組合の場合においては、官公需適格組合証明書の写し、事業協同組合役員・組合員名簿等

［注］

申請者が一般社団法人等（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の規定に基づく一般社団法人若しくは一般財団法人又は、公益社団法人若しくは公益財団法人をいう。以下同じ。）であるときは、①、③及び⑤に掲げる書類、②及び⑥に掲げる書類に準ずる書類並びに定款を提出するものとする。

⑶　申請書等の作成に用いる言語等

①　申請書類等は、日本語で作成するものとする。

②　申請書類等中の金額については、外国貨幣額にあっては、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条の外国貨幣換算率により換算した邦貨額を記載するものとする。

４　競争に参加する者に必要な資格

次の①から⑦までに掲げる者でないこと。

①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条に該当する者

②　予決令第71条第１項各号のいずれかに該当し、期間を定めて一般競争に参加させないこととされた者のうち、当該期間を経過しない者

③　経営状態が著しく不健全であると認められる者

④　申請書若しくは添付書類又は資格審査申請用データ中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

⑤　測量法第55条の５の規定による登録を受けていない者（ただし、測量に関する調査研究のみを希望する場合を除く。）

⑥　測量の業務種別に応じ、別に定める測量業務種別資格基準に定める技術者を有していない者

⑦　共同企業体で、その構成員に①から⑤（ただし、測量に関する調査研究のみを希望する者については、①から④。）までに該当する者を含むもの

５　競争参加者の資格及び資格審査

４に定める資格を有しない者については、一般競争（指名競争）参加資格がないと認定する。それ以外の者については、⑴に掲げる客観的事項の項目及び⑵に掲げる主観的事項の項目について総合点数を付与し、希望業務種別ごとに、総合点数の高点順（同点の場合は、年間平均実績高の順）に配列し、当該業務種別における順位を付して一般競争（指名競争）参加資格があると認定する。

⑴　客観的事項

①　審査基準日の直前２年間における各事業年度の希望業務種別ごとの年間平均実績高

②　審査基準日の直前の事業年度の決算における自己資本額

③　審査基準日における希望業務種別ごとの技術者（測量士又は測量士補）の数

④　審査基準日までの営業年数

⑵　主観的事項

平成24・25年度における希望業務種別ごとの業務成績